

第14回規制支援審議会

議事要旨（案）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力安全・防災研究所

日時：令和8年3月4日（水）15:30～17:20

開催方法：オンライン会議

出席者（敬称略、順不同）：

委員：長谷川委員長、青木委員、阿部委員、内堀委員、小田委員、樋渡委員

オブザーバー：（原子力規制庁）永瀬、栴島、大辻、知見、根塚

原子力機構：門馬、江坂、西田、天谷、外池、塙、岡本、鬼沢、西山、宇田川、端、芳賀

議事次第：

1. 委員長の互選
2. 原子力安全・防災研究所の概況
3. 前回答申への対応状況

配布資料リスト

規審14-0：第14回規制支援審議会 議事次第（案）

規審14-1：第14回規制支援審議会 委員名簿

規審14-2：第13回規制支援審議会 議事要旨

規審14-3：原子力安全・防災研究所の概況

規審14-4：第13回規制支援審議会の答申への対応について

規審14-5：原子力安全・防災研究所の予算及び人員の状況

規審14-6：原子力安全・防災研究所の受託事業の予算の状況

規審14-7：「中立性ルール」に関する関係者への教育及び結果について

規審14-8：規制支援に係る受託研究、委託研究及び共同研究の実施状況

規審14-9：原子力安全・防災研究所における実効性、中立性及び透明性の確保の考え方の制定について（案）

規審参14-1：「原子力安全・防災研究所が実施する規制支援活動が十分な中立性と透明性を保つための方策の妥当性やその実施状況について」の審議結果（答申）

規審参14-2：規制支援審議会の設置について（25（達）第39号）

規審参14-3：「規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について
－中立性・透明性の確保について－」

規審参14-4：「原子力安全規制行政に対する技術的支援とそのため安全研究」に係る予算及び人員について

議事：

1. 委員長の互選

委員長の互選に先立ち、日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、藤田委員が退任され、長谷川氏が新たに委員として任命されたことが報告された。委員長の互選に当たっては、委員から長谷川委員を推薦する意見があり、各委員の賛同が得られたことから、長谷川委員に委員長をお願いすることとなった。

2. 原子力安全・防災研究所の概況

原子力機構から、規審 14-3 に基づき原子力安全・防災研究所（以下「当研究所」という。）の概況について説明がなされた。

委員から、現行のルールに関する議論はここで行うべきかどうか確認があり、原子力機構から前回答申への対応の中でそのルールが再度出てくるので、そこで議論していただきたい旨を回答し、そのとおりに進めることとなった。

3. 前回答申への対応状況

原子力機構から、規審 14-4～規審 14-9 に基づき、第 13 回規制支援審議会における答申への対応に関し、当研究所の予算及び人員の状況、外部資金の状況、中立性ルールに関する関係者への教育及び結果、決裁権限とその実施状況、規制支援に係る受託研究等の実施状況及び新たな考え方の制定について説明がなされた。主な質疑応答の内容及び原子力機構の対応は以下のとおりである。

(当研究所の予算及び人員の状況)

委員から、来年度の予算に関して見通しは立っているのか質問があり、原子力機構から、ほぼ今年度並みと見込んでいる旨の回答があった。また、委員から、物価高の状況で、前年並みでは厳しいのではないかと質問があり、原子力機構から、派遣労働者の削減や、補助金の獲得等により対応している旨の回答があった。

以上のことから、運営費交付金予算は、これまでと同様に十分に配賦されており、当研究所において、適切に執行されていることが確認された。また、引き続き機構部会において情報を開示することで答申へ対応していくことが確認された。

(中立性ルールの教育の内容及び結果について)

委員から、原子力規制庁の下で当研究所が共同研究を実施する場合について、原子力規制庁の考え方をまずは確認したいとの意見があった。これに対し、オブザーバー（原子力規制庁）から、原子力事業者等を相手に共同研究を実施するのが原子力機構かどうかに関わらず、安全研究を進める上での留意点を明確にして実施することになるが、まだ具体例はなく、原子力機構には議論をしたいと声をかけている段階であるとのコメントがあった。

委員から、現行ルールにおいて、資金を受けないということと、共同研究では資金の授受を認

めるという点について、矛盾するのではないかとの質問があった。原子力機構から、共同研究においては、その対等性の観点で資金の授受を認めることにしている旨回答があったが、委員から言葉使い等をきちんと整理すべきという意見が出された。

委員から、アンケートによる理解度確認に関して、テスト形式としたのか、また無記名式を前回提案したが今回はどうしたのか、どのような教育方式としたのかとの質問があった。原子力機構から、理解度確認テストまでは実施していないこと、前回同様に整理の都合で記名式としたこと、テキストを配布して自習する方式としたとの回答があった。これに対して委員から、理解度確認テストの実施は実効性の観点で重要であり、無記名式でアンケートを実施することも含めて検討する必要があるとの意見があった。

以上のことから、現行ルールの教育が対象範囲を広げて実施されたことは確認できたものの、教育テキストの内容や理解度確認、アンケートの方式について改善を検討し、教育の充実を図っていくこととなった。

(当研究所における決裁権限とその実施状況について)

委員から、所長が被規制施設側の組織を兼務しないことへの対応が担当理事及び人事への要請に留まっている点について、人が変われば考え方も変わるため、やはり制度的な対応が必要と思われる、引き続き検討してほしいとの意見があった。

以上のことから、所長が被規制施設に有する組織を兼務しない方策については引き続き検討することとなった。

(規制支援に係る受託研究、共同研究等の実施状況について)

委員から、受託業務を遂行するための共同研究に関して、利益相反をどのように考えているのか確認をしたいとの意見があった。原子力機構及びオブザーバー（原子力規制庁）から、当該共同研究は、燃料の提供を受けてデータを取得するものであり、評価は独自に行うこととなっていると回答した。また、原子力機構から、加えて資金の提供も受けていないことを回答した。委員から、その点を記載すべきであるとの意見を受けた。

以上のことから、受託研究、委託研究及び共同研究の実施状況について、現行のルールに沿った自己点検の結果、再委託も含めて問題はなかったことが確認された。

(実効性向上、中立性及び透明性の確保のための考え方（案）について)

委員から、新たな考え方（案）について、簡素化されている部分（施設の利用、設備等の提供）の理由等について質問があり、原子力機構から、実務上はそのような状況にならないことから省略した旨の回答がなされた。また、委員から、省略された部分については、現行ルールから後退しているように見受けられ、最低限のルールとして必要ではないかとの意見があり、原子力機構から、見直しを検討する旨の回答があった。

委員から、共通基盤のデータ取得のみの場合に受入れを可能とするという点に対して、バイアスが生じないようにすることが可能か検討すべきとの意見があり、原子力機構から、試運用期間も含めて検討する旨の回答があった。また、原子力事業者等と連携を図ることについては、原子

力規制委員会の動向も書かれており非常に良いことであり、原子力事業者等及び原子力規制庁との共同研究を実施する場合には、原子力規制庁の考え方を参考にすべきであるとの意見があった。オブザーバー（原子力規制庁）からは、当該共同研究の実施については検討していきたい旨のコメントがあり、原子力機構からも、一緒に検討を進めていきたいとの回答があった。さらに、原子力事業者等との共同研究での費用負担については、その資金の目的まで明確にすべきであるとの意見があった。

委員から、原子力事業者等からの出向者の受入れの予定や、公務員の倫理規程への対応について質問があり、原子力機構から、出向者の受入れについては、当面の予定はないものの検討していくこと、公務員の倫理規程を準用している旨の回答があった。また、委員から、分かりやすくするために、用語の定義を別文書の引用や補完的な説明を記載することを検討してはどうか、また、研究セキュリティについての対応も重要となるとの意見があり、原子力機構からは、それぞれ重要であるので対応を検討していく旨の回答があった。

以上のことから、これらの意見を受けて、この新たな考え方（案）については、今後、記載内容の整理や試運用を通じた見直しを進め、次回の審議会で報告することとなった。

5. その他

原子力機構において、本日の議事要旨、答申書の案をまとめ、後日委員にご確認いただくこととなった。

以上